

調査の名称	水質汚濁物質排出量総合調査
用語の解説	<p>特定施設・・・水質汚濁防止法第2条第2項で定める汚水または廃液を排出する施設で政令で定めるもの。</p> <p>特定事業場・・・特定施設を設置する工場又は事業場</p>
利用上の注意	本調査に関するデータは、調査対象事業場に調査票を個別配布し、記入・提出するアンケート調査方式で実施しているため、回収できたデータを整理したものであり、全ての特定事業場を網羅したデータではない。
正誤情報	特になし
統計表一覧	https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00650203&kikan=00650&result_page=1
公表予定	調査実施年の翌年3月
問合せ先	<p>(部署名) 水・大気環境局水環境課</p> <p>(内線番号) 6629</p>